

事業計画書

1 県営栽培漁業センター受託事業（定款第4条(1)・(2)関連事業）

兵庫県との栽培漁業センター運営委託契約に基づき、次のとおり種苗生産し、漁業団体等に配付することにより、水産資源の増大と水産物の安定供給を図る。

(1) 兵庫県栽培漁業センターの管理運営【公1】

マダイ	全長20mm	40万尾
ヒラメ	全長20mm	40万尾
マコガレイ	全長20mm	35万尾
オニオコゼ	全長15mm	10万尾

(2) 但馬栽培漁業センターの管理運営【公1】

マダイ	全長20mm	30万尾
ヒラメ	全長20mm	30万尾
アワビ	殻長20mm	7.2万個
サザエ	殻高7mm	18.5万個

2 協会営栽培事業場管理運営事業（定款第4条(1)・(2)・(6)関連事業）

協会事業場で、次のとおり放流用種苗を生産するとともに中間育成し、漁業団体等に配付することにより、水産資源の増大と水産物の安定供給を図る。

(1) 明石事業場の管理運営【公1】

ガザミ	C1（全甲幅4.5mm）	500万尾
-----	--------------	-------

(2) 淡路事業場の管理運営【公1】

クルマエビ	P20（全長約15mm）	711万尾
ヒラメ中間育成	全長50mm	5万尾

(3) 赤穂事業場の管理運営【公1】

クルマエビ中間育成	全長30mm	100万尾
ヒラメ中間育成	全長50mm	3万尾

(4) 兵庫のり研究所の管理運営【その他】

兵庫のり研究所の運営を兵庫県漁業協同組合連合会に委託して行う。
また、本年度は老朽化が進んだ施設の一部を改修する。

3 栽培資源培養管理対策事業（定款第4条(1)・(2)関連事業）

稚魚、稚貝を放流できるまで育成して、放流をより効果的に行うための事業を実施して水産資源の増大と水産物の安定供給を図る。

(1) 中間育成助成事業【公1】

兵庫県等からマダイ・ヒラメその他の種苗の配付を受けた者が、その種苗を放流サイズまで育成し、放流する経費に対し助成するとともに、中間育成施設の巡回指導等を行う。

(2) 大型種苗中間育成受託事業【公1】

地域の漁協、協議会から中間育成の要望を受け、稚魚を放流できる大型サイズまでの育成を当協会が受託し、要望のあった地域に放流する。

(3) 放流種苗量産化試験事業【公1】

地域からの要望があり、放流効果が見込める稚魚、稚貝の生産、放流を一定期間試験的に行う。

(4) 資源回復計画実践助成事業【公1】

瀬戸内海海域又は日本海海域栽培推進協議会から瀬戸内海又は日本海における共通の資源回復計画対象魚種の種苗の配付を受けた者が、その種苗を放流サイズまで育成し、放流する経費に対し助成する。

(5) 栽培漁業資源回復等対策事業【公1】

海域レベルでの効率的な栽培漁業の連携体制の構築を図り、関係府県と協力して種苗の放流効果調査を行う。

(6) 海域環境改善型資源増大事業【公1】

アサリは、環境浄化機能を有しており、その効率的な稚貝の生産技術を開発するため、県から委託を受けて飼育技術向上に関する試験を実施してアサリ資源の増大と海域環境の改善を図る。

(7) 二枚貝類の増殖技術開発共同研究事業【公1】

沿岸重要水産資源であり、また環境浄化機能を有するアサリ等二枚貝資源の増大を目的に、増殖技術開発や試験研究を県水産技術センターと共同で行う。

(8) 疾病防除対策事業【公1】

種苗生産期における、疾病防除対策を推進するため、親魚のウイルス・細菌保有検査の迅速化、高度化を図るとともに、卵及び仔魚飼育における疾病防除技術の開発を行う。

また、新規魚種として要望の強いキジハタ種苗生産技術にもこの技術を生かし、促進化を図る。これらの技術開発を県水産技術センターと共同で行う。

4 海洋保全事業（定款第4条(4)関連事業）

海洋への不法投棄物の処理や「森づくり」活動等に対する助成事業を実施して漁場環境の保護・回復に寄与する。

(1) 漁場環境改善対策事業【公2】

海の環境保全に関する啓発・指導や漁場環境調査、漁場環境の改善を促進するための実践活動を一体的に実施する者に対し、事業に要する経費に対し助成する。

(2) 漁場環境保全対策事業【その他】

本県内海漁業の重要な位置を占めるノリ養殖業においては、その養殖網も膨大な数量となり、撤去、廃棄が不十分になると漁場環境への影響も大きいため、漁業協同組合がノリ廃網の適正な処理を推進するために必要な経費に対し助成する。

5 漁業操業安全等対策事業（定款第4条(5)関連事業）

漁業操業安全等対策に関する助成事業を実施して漁業操業の安全確保や海難事故の防止を図る。

(1) 特定海域漁業安全操業指導事業【公3】

海上交通安全法に定める明石海峡特定航路とその周辺海域における漁業操業の安全確保のための広報、研修、調査研究並びに操業漁船に対する指導警戒等の事業を実施する者に対し、事業に要する経費に対し助成する。

(2) 漁業操業安全対策事業【公3】

本県海域における漁業操業の安全確保のための指導、研修並びにライフジャケット着用促進啓発等の事業を実施する者に対し、事業に要する経費に対し助成する。

(3) 海難予防用設備等設置事業【その他】

漁船漁業操業中の揚網機による巻き込み人身事故を防止するため安全装置の導入又は航行船舶等による海面養殖施設損壊事故を未然に防止するため漁場の位置を明示する灯浮標の設置を行う漁業協同組合に対し、事業に要する経費の一部を助成する。

6 災害等被害漁業者支援事業（定款第4条(3)・(5)関連事業）

自然災害や海洋汚染による被害及び漁業遭難事故等に対する救済対策事業を実施して被害漁業者を支援する。

(1) 漁業被害軽減緊急対策事業【公3】【その他】

[海洋汚染による漁業被害対策【公3】、自然災害による漁業被害対策【その他】]

赤潮、油濁等により被害を受けた漁業者が、早急な漁業操業再開を図るために必用な緊急対策資金に対し利子助成する。

(2) 漁業遭難救済対策事業【その他】

漁業操業中の遭難事故に対する救済対策と遭難死亡者遺族救済、全損漁船救済等の事業のほか、加害者不明による漁具等の損傷被害救済のため、給付金を交付する。